

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

第1章 産肉能力検定の重要性と実施のための準備

1. 産肉能力検定の重要性

すでに記述したように豚の経済的的性能には産肉性、繁殖性、強健性、抗病性、長命性等種々あるが、実際に能力検定が可能なのは繁殖能力と産肉能力である。

産肉能力は豚の最終生産物である豚肉が量、質共にすぐれ、消費者のニーズに合って高い評価を受け、齊一した品質のものが経済的に生産されることが望ましい。いっぽう発育速度や飼料の利用性がよく、すぐれた資質と能力をもっている豚は養豚経営上重要な条件である。そして、このようなすぐれた遺伝的素質を持つ系統、個体を選び出すための産肉能力検定は養豚上きわめて重要な意義をもっている。

過去において諸外国を視察された先人達は先進畜産国において行われていた豚の産肉能力検定実施の状況を視察され、将来わが国でもその実施が必要であろうとの認識は持たれたようであるが、残念ながら実施には至らず視察談に終わってしまっていたようである。

2. 実施のための準備

筆者(丹羽)は昭和11年(1936年)農林省畜産試験場へ奉職し、養豚に関する飼養管理技術を学び、試験研究に従事するようになってから、もちろんどの技術も大切であるが、肉畜として最も大切な産肉能力と繁殖能力の正確な評価とその計画的な向上は最大の目標であるべきだと痛感していた。

他方、重要な家畜である牛については既に学生時代から乳牛の能力記録について八丈島でホルスタイン種のエレン・ピータージェ・グランソン号が産乳量の世界記録(1日に4斗1升5合)を出したことを教わっていたし、農林省畜試には米国から輸入された有名な種雄牛(サブリー・コランサ・ディリーメード号)の品格のある堂々たる体軀とその子孫の能力に及ばず影響の偉大さに驚き、改良が如何に重要であるかを教えられたことが昨日のように思い出されるが、肉用牛については未だ産肉能力検定は行われていなかった。

豚については、昭和11年畜試入場当時は中ヨークシャー種とバークシャー種がほとんどで、雑種試験のためにごく少数の大ヨークシャー種、デュロック・ジャージー種(現在のデュロッ

ク種)、ポーランド・チャイナ種が飼育されていたのが珍らしかった。当初の数年間には畜試でも種豚の払下げ業務も行っていたので、払下げた種豚が払下げ先(主として都道府県種畜場)でどのような成績をあげているかを実際に調査する目的で「払下種豚調査」に年1~2回係員交互に出張を命ぜられることはあったが、組織立った後代の能力調査といえるほどの内容のものではなかった。

1) 諸外国における豚産肉能力検定実施状況の調査と情報の公表

既述のとおり、先ず諸外国における豚産肉能力検定の実施状況を文献により可能な限り詳細に調査した。次いで欧州各国を訪問して、能力検定所の施設設備、運営、検定の方法等について実地調査を行い、実技研修もして参考となる多くの貴重な知見を得た(第4編参照)。そして、それらの情報の公表に努力した。

2) 国内における豚産肉能力検定早期実施の世論喚起

当時国内における肉豚の売買は家畜商等を介しての生体取引(庭先取引)や養豚組合による生体出荷が多く、枝肉取引を行う場合でも未だ公認された取引規格等はなく、買取人(肉商)の好みによる買入が主であった。もちろん、出荷豚の生前における発育速度、飼料の消費量との関係等を追跡調査することなどは至難なことであった。

それにはやはり、合理的な産肉能力検定が必要であることを広く養豚家や関係者に知っていただき、わが国でも早期に実施することが肝要なことを、諸外国の実例もよく説明して理解していただくように努力した。

そのため筆者は養豚講演会や技術講習会、各種関連打合せ等において執拗なまでにその必要性を訴え、また関係雑誌等を通じて1日も早くわが国で豚の能力検定事業が開始されるよう世論の喚起に努めた。関係雑誌に掲載した2,3を記録しておく次のようである。

丹羽太左衛門：豚の能力検定について 畜産の研究第8巻第7~8号(1954,昭和29年)

同 上：豚の改良と能力検定 畜産学の進歩 84-94(1956,昭和31年)

同 上：豚の能力検定事業とは何か(現地対談) 畜産の研究第14巻第4号(1960,昭和35年)

それらの反響は徐々に現われ、関心を持つ人達からの質問や、実施してみたいとの希望をもつ方達からの熱心な連絡が少しずつ増えてきたのは嬉しい限りであった。

3) わが国で実施する試案の発表

以上のような経緯でわが国で実施する豚の産肉能力検定をなるべく早く開始した方がよいとの世論が高まってきたのは誠に嬉しいことで、実現の日を夢見て準備に一段と力が入った。

しかし、具体的に実施の試案はどのようなものか、この段階で不十分ながら一応の試案を発表(提示)して関係の方々に一層の理解をいただくと共にご意見を承ることが必要と痛感し、

筆者の試案を発表することとした。(昭和29年、1954年)。当時は未だ文献による諸外国の状況と筆者の畜試での養豚に関する飼養管理や屠体に関する知識、経験を基にして立案したもので、欧州での実地調査(昭和33年)以前のものであり、今から見れば不十分な内容のものであるが、関係の皆様方に少しでも早く具体的な内容を理解していただきたいとの一念から発表したものである。(原文のまま。当時は未だ肥豚(えい)能力検定と称していたが、昭和33年(1958年)3月、愛知県種畜場尾張分場(春日井市)での全国打合会で「産肉能力」と呼称を改めることに決定した。この間の事情については後述する)。

わが国における豚の肥豚(えい)能力検定実施の試案

(丹羽太左衛門、昭和29年(1954年)7月、畜産の研究第8巻第7号、1954(抜粋))。

わが国で豚の肥えい能力の検定を実施する場合、どのような方法で行ったらよいか、今後充分検討して、わが国情に適する方法をきめる必要があるが、一試案として次の如く考えてみた。

(1) 簡易検定(現場検定)

この方法は次項の本格的な能力検定に比べて比較的簡易に実施し得る検定方法で、その骨子は離乳から出荷までの簡単な調査を検定委員の監督の下に自家で行い、出荷後の屠体検査は屠場における専門の検査員に依頼し、両者互に連絡して成績を検討しようとする方法である。

(A)(イ)養豚家が自家で行う調査は(現場検定)次のような項目とし、予め調査用紙を配布して記入して貰う。

牝豚名、牡豚名、分娩月日、産次、分娩頭数(牝、牡別)、生時体重、離乳日齢及び離乳時の仔豚数、仔豚体重、去勢したものは去勢日齢、中間の一定時期(例えば生後4カ月及び6カ月)における体重、出荷月日、出荷(肥育終了)日齢及びその体重、離乳時から出荷時まで使用した飼料の種類、配合割合、給与量及びその価額、出荷時の生体等級及び概評、肉豚の売却価額等。

これによって離乳時から出荷時までの所要日数(肥えい速度)、所要飼料量、増体に要した飼料の量及びその価額等が明かになる。

(ロ)これらの調査は1腹仔の遺伝的能力を調べる必要から、少くとも同腹のもの4頭以上ぐらい同時に調査することが望ましい。

(ハ)離乳時の仔豚体重はその後の発育体重に重大な影響があるから、離乳時(7週齢以上)において少くとも10kg以上のものでなければ、調査の対象としない。

(ニ)検定委員は離乳時、出荷時(肥育終了時)及びその中間における一定時期の体重測定に立会い、また出荷時の生体について等級及び概評をつける。検定委員は養豚農家を訪れた際、飼育の状況、調査用紙記入の様子等を調べ、また相談にも応ずる。検定委員は現状としては種

豚登録検定委員、畜産担当普及員、組合技術者等が適当ではなからうか。

(B) 屠場で行う屠体検査は次の要領による。屠体の鑑識に熟練した検査員を委嘱しておき、屠体の評価をして貰う。この際、生前における諸調査と符合させるため、豚番号を間違えないよう特に注意する。調査項目としては

屠殺前体重、枝肉量(左, 右, 計), 屠肉歩留, 屠体の等級, 屠体の概評, 屠体売価, その他。

(C) 検定を行う養豚組合(または地域)を検定地区として指定し, なるべく検定奨励費を出す。

以上のようにして生前における自家検定と, 屠場における屠体検査の結果とを総合して, 比較的簡易に肥えいの速度, 飼料の利用性, 屠体の量及び質等の検定が行われるわけである。

なお, 生体取引だけで, 屠体の状況を明かになし得ないところでは, 離乳から出荷までの生前の検定(現場検定)だけでも飼料の利用性, 肥えい能力及びその経済性が明かとなるから大いに参考となるであろう。

(2) 能力検定所で行う本格的な能力検定

この検定は一定の基準に合格した仔豚を能力検定所に送り, 同一条件の下に画一的飼養を行い, 肥育後その屠体をも綿密に検査する最も正確な集合的検定方法である。しかし, 現在わが国ではこの種の施設がないから早急にこれが実現を図る必要がある。

実施方法の概略は次の通りとする。

(A) 能力検定所に送付する仔豚は血統及び体型の優秀な母豚から生産され, 同腹仔豚が一定数以上あり, 生時から離乳時までの發育正常なものから選ぶ。具体的にいえば,

(イ) 種豚登録を受けた母豚から生産されたもので, 現在日本種豚登録協会にて行っている種牝豚産仔検定に合格したものの仔豚のうち, 同腹仔豚4頭1組(牝2, 去勢2)を理想とするが, わが国養豚農家の現状では一寸困難と思われるので, とりあえずは2頭(牝, 去勢各1)を1組とし, 産仔検定成績(及び去勢月日, 予防注射月日)を添えて検定所へ送る。さし当りは高等登録(体格審査得点75点以上の種牝豚)の産仔検定に合格した仔豚からこれを実施すればよいと思うが, 体格審査得点75点未満の登録種豚でも能力優秀なものが少くないから, 登録種豚で産仔検定に合格したものの仔豚はすべて受験し得るようにした方がよいと思う。

(ロ) 肥えい能力検定受験の希望は産仔検定の前期検定合格時を以て予告する。

(ハ) 調査仔豚は生後60日で体重概ね12kg以上のものとし, 同腹仔豚のうち, 大きさが平均に近いものを検定委員が選定し, 生後60~74日の間に検定所へ送る。去勢は産仔検定終了直後(生後50日頃)に行うか, 或いは前期検定終了後, 後期検定完了までの間に行う。

(B) (ニ) 検定所は健康検査の上, 受験仔豚を受け付け, 生後75~89日の間を予備試験期間として異常がないかどうかをよく観察し, 且つ試験飼料に馴らせるとともに, この間に駆虫を

行う。

(ホ) 生後 90 日から本試験を開始し、生体重 100 kg に達した時を以て肥育試験を終了する。この間に行う調査事項は次の通りとする。

飼料日々消費量（給与量，採食量，残食量）及びその価額，体重の測定（開始時，終了時及びこの間 7 日または 10 日毎に測定），体尺測定（開始時，生後 4 カ月，6 カ月及び終了時），食欲，飲水，排糞，一般状態等の観察

試験終了時（屠殺前）体尺測定を行うとともに，肉豚審査標準の生体審査標準によって審査採点し，生体の概評を記録する。

以上の結果，飼料の利用性，肥えい速度，1 kg 増体に要した飼料の量及びその価額等が明らかとなる。

(C) (へ) 屠殺解体後，肉豚審査標準の屠体審査標準によって審査採点し，屠体に等級を附し，詳細な批評を記録する。赤肉及び脂肪の量までも秤量できれば更により。また屠肉について経済的評価を行う（過去 3 年間の芝浦屠場における該等級の平均価格を基準にして評価する。）

(D) (ト) 試験結果の詳細を一定の形式に書き込み，概評を記し，屠殺前の生体及び屠殺後の肉及び脂肪の状態を写真撮影したものを添え，証明書を依頼者に交付する。

(チ) 検定に要する費用は屠殺した豚肉の売価を以て支弁する。検定用仔豚は依頼者が無償にて提供するか，或いは市価の 1/2～2/3 を以て買入れる。

(リ) 検定は通常年 1 回 5 月頃に開始する。

(ヌ) 給与飼料はわが国において最も広く用いられ，またどの地方でも比較的入手容易な飼料を配合して使用する。また飼料は豚の発育時期によって蛋白質の含量を変える。

(ル) 肥えい能力の目標は各地の豚について試験した上で結論を出すのが妥当と思われるが，一応体重 40～100 kg の間 1 日増体重 500～600 g，1 kg 増体に要する飼料（乾物）量は 4 kg 以下とする。

大体以上の通りであるが，差当りの問題としては，

(1) わが国において適当と認められる検定用飼料の配合及び肥えい能力の目標，検定期間中における調査項目，検定成績の評価（採点）方法，その他能力検定の実施要領等について所要の試験を行い，具体的方法を決定する必要がある。

(2) 現段階において能力検定を受ける豚はヨークシャー種及びバークシャー種の登録豚に限られようが，将来一代雑種の利用或いは新品種の導入，作出等がなされれば当然能力検定を必要とするであろう。しかし，取り敢えずは種畜払下機関または種豚家において飼養される基礎豚について，まずこの検定を実施し，これに合格した優秀なものを原種豚として繋養するよ

うにすれば血統、体型、能力共に優秀なものの仔豚が広く配布される結果となり、わが国の豚の資質は相当向上するのではなかろうか。

(3) 折角能力検定に合格して優秀な能力を有することが証明された種豚でも、一般の認識が充分でなければ、価値相当の取引がなされず、ひいては能力検定も顧みられない結果となる虞れがあるから、能力検定に合格した優秀な豚には適当な名称（例えば、繁殖能力の検定（種牝豚産仔検定）に合格したもので、更に肥えい能力の検定に合格したものを高等登録豚とするが如き……これは将来の研究問題である）を与えて、名実共にその価値が一般に高く評価されるように考慮することが必要である。また牡豚については、その交配によって生産された産仔の中にこの能力検定に合格したものが一定数以上出た場合、同様なことを考える必要がある。

(4) 能力検定の実施機関としては、国立能力検定所が設置されることが最も望ましい。早急に実現困難な場合は、差し当たり国または都道府県の畜産試験研究機関或いは種畜配布機関の適当なところで検定業務を実施するか、検定所を附設するかが必要ではなかろうか。